



廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項 について定める省令案 概要



廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（判断基準）



- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。（第8条関係）
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。（第9条関係）
- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者**※の**再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、**年間の処分量が政令で定める要件**に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合**において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるとき**は、中央環境審議会の意見を聴いて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができるものとする。（第10条関係）
- ◆ **特定産業廃棄物処分事業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に**報告しなければならないもの**とする。（第38条関係）

<判断基準（省令）の考え方>

国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げを図るものであることから、以下の項目を盛り込むこととする。

- ・供給先の需要や生産が可能な**再生材の規格・量の把握**
- ・可能な範囲で**生産性を向上させる技術を有する設備の導入**に努めること
- ・**省エネ型の設備への改良**や**運転の効率化**を図ること
- ・**目標**を定め、その達成に向けて**計画的な取組**を進めること
- ・人材育成を目的に、**従業員の研修や労働環境の改善するための措置**を講ずること
- ・自ら**再資源化の実施状況を公表**すること

廃棄物処分業者の判断の基準と期待する取組①



判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【需要に応じた再生材の規格・量の把握】 （再生部品又は再生資源に対する需要の把握及び供給に関する事項） 第二条 廃棄物処分業者は、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参照するものとする。 2 廃棄物処分業者は、前項に規定する場合において、物の製造、加工若しくは販売の事業を行う者の再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは再生資源の供給先の情報を収集するものとする。 3 廃棄物処分業者は、再資源化の実施に当たっては、その使用する廃棄物処理施設の処理能力から供給が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。	- 再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照 - 自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集 - 自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握
【生産性を向上させる技術を有する設備の導入】 （技術の向上に関する事項） 第三条 廃棄物処分業者は、再資源化の生産性を向上させる技術に関する情報を参照し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、その使用する廃棄物処理施設に当該技術を用いた設備を導入するよう努めるものとする。	- 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握 - 当該技術を有する設備の導入の検討

廃棄物処分業者の判断の基準と期待する取組②



判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【省エネ型の設備への改良・運転の効率化】 （温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項） 第四条 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設について、設備の入替えに当たっては、導入しようとする設備の再資源化の実施及び廃棄物の適正な処理のための機能がその導入前のものを下回ることがないように留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。 2 廃棄物処分業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。 3 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設における設備について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど、当該設備のエネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずるものとする。	- 再資源化の工程を効率化する設備の導入 - 再資源化の工程の集約化の検討 - 保有する設備の運用について、管理基準の設定 例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等
【目標設定/目標達成に向けた計画的な取組】 （再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項） 第五条 廃棄物処分業者は、その処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。 2 廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。 3 廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給量の安定化を図るための措置並びに同項の目標の達成状況に関する継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。	処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定

廃棄物処分業者の判断の基準と期待する取組③

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【人材育成・研修・労働環境の改善】 （その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項） 第六条 廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、その従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性並びに法令遵守等に関する研修を実施するものとする。 2 廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。 3 （略）	各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講
【再資源化の実施状況の公表】 （その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項） 第六条 （略） 2 （略） 3 廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。	各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表

<特定産業廃棄物処分業者の要件（政令）の考え方>

- ・ 再資源化の実施の促進のためには、国内の産業廃棄物の処分量を**広く設定することが望ましい**。一方で、産業廃棄物処分業者は、従業員数10人未満の比較的規模の小さい企業が6割強を占めているため、勧告・命令及び報告義務の対象となることによる**産業廃棄物処分業者の負担も考慮する必要**。
- ・ そこで、比較的規模の小さい企業を除く3割程度の企業を対象とする前提のもとで試算すると、**年間の産業廃棄物処分量が10,000トン以上の者が全体の約27%で、処分量全体の約93%を占めている**ため、これを要件とする。
- ・ ただし、**廃プラスチック類**については、再資源化の実施の需要があるにも関わらず、容積に比して重量が軽い**ため上記要件では対象とならない者が多数出てくることを踏まえ、別に要件を定めることとする**。
- ・ 具体的には、上記要件と同様の考え方に基づき試算すると、**年間の廃プラスチック類の処分量が1,500トン以上の者が全体の約25%で、処分量全体の約89%を占めている**ため、これを要件とする。

<政令で定める要件案>

- 一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。
- 二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

※いずれも埋立処分・海洋投入処分した量はカウントに含めない